田奈小学校いじめ防止基本方針

平成２６年３月３１日策定
令和５年３月改定

Ⅰいじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

いじめ防止対策推進法第２条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

・いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

Ⅱ「田奈小いじめ防止対策委員会」の設置と活動内容

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的にするため、いじめ防止対策推進法第２２条に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置し、それを中核として、校長を筆頭に教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会や関係機関と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

１いじめ防止対策委員会（定例）

児童指導の基盤となる心豊かな生活環境部会と同日に、月１回以上定期的な話合いや情報共有の場を設ける。

構成員は管理職、各学年の心豊かな生活環境部員、児童支援専任教諭、養護教諭、特別支援コーディネーターとする。欠席者のある場合も定例会を実施し、実施後、情報を共有し、共通理解を図る。

【活動内容】

(1) いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて各学年の情報の収集や、いじめ防止やいじめに関する指導の方法や指導状況の共有や検証を行い、教職員のいじめを捉える感性を磨くとともに、委員会構成員の調査や指導に関する対応力を向上させる。さらに、いじめ防止基本方針の点検や年間計画等を改定し、教職員のいじめ防止のための研修計画を立案し運営・実施するなど、いじめ防止に関わる基本業務に取り組む。

(2) 構成員は、学年でいじめの疑いのある事案が発生したときには、主体的に事案の調査や指導、記録等に関わるものとする。重大事態が起こったときには、構成員全員が中心になって調査・対応に取り組む。

２いじめ防止対策委員会（臨時）

いじめの疑いがあるなどの緊急に検討する必要のある事案の認知に伴い、随時開催する。

構成員は、学校長、副校長、児童支援専任、養護教諭、当該担任、学年主任、その学年の心豊かな生活環境部員などとする。

ただし、対応に緊急を要する場合は、管理職と児童支援専任、担任等だけでも行い、実効的な措置を開始するものとする。

【活動内容】

(1) 児童や保護者からのいじめの訴えや情報提供があった場合、またはいじめの疑いがあると教職員が感じたときには、担任や一部の教職員で抱えることなく、「いじめ防止対策委員会（臨時)」に報告する。

(2) 報告された事案に対し対策委員会が中心になって対応方針や組織的な取り組み方法を決め、担任や学年職員、支援専任等が調査等を行い、支援や指導の計画を立て、必要に応じて保護者と情報共有を行い、対応を実行していく。

３その他

(1) 両委員会ともに、必要に応じて学校カウンセラーや区役所・児童相談所・警察などの関連機関にも声をかけてアドバイスをもらったり、ＳＳＷや療育センターなど、心理や福祉等の専門家の参加を求めたりする。

(2) 両委員会において管理職は、学校としての組織的な対応方針を決定するとともに、対応の進捗の管理を行うとともに、作成した毎回の会議録を保存する。

Ⅲいじめの未然防止、早期発見・事案対処

１未然防止

・人権教育、道徳教育の推進

・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を活用する。

・いじめの定義理解を含む教職員への研修 を行う。

・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進） を行う。

・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンを実施する。

・定期的な教育相談を実施する。

・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。

（年度初め、児童に田奈小 GIGA ルールを伝え、保護者にも共通理解する。）

・保護者、地域、関係機関と連携する。

２早期発見

・打ち合わせ、学年研究会、職員会議、防止対策委員会にていじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有 を行う。

３いじめに対する措置

・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、対策委員会が中心となり情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護

者との連携といった対応を組織的に実施する。

・保護者の協力、警察署等関係機関との連携を図りながら進める。

４いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

① いじめの行為が少なくとも３か月（目安）止んでいること

② いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※担任教諭は、被害児童及び加害児童の人間関係を含む学校生活の様子を注視しながら、被害児童及び保護者が安心して学校生活が後れていることを、３か月を目安に複数回、面談等で確認する。

５教職員等への研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童生徒理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修を行う。

６学校運営協議会等の活用

いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

７取組の年間計画

	取り組み内容	
４月	年間計画と重点指導内容等の確認 児童理解研修、児童引き継ぎ いじめ防止基本方針の共通確認	入学式、学校説明会、懇談会等で基本方針説明
5月	中学校ブロック専任会① 「いじめ早期発見のための生活アンケート」 （記名式アンケート・相談）	地域訪問 学・家・地連（基本方針説明） 地区懇談会「いじめ防止への地域の取組」をテーマに話し合い
６月	横浜プログラムアンケート①調査 指導の振り返りシート①	あかね台中ブロック 学校運営協議会①
７月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い①） 「いじめをなくすために一人ひとりができること」	学校運営協議会　田奈小部会① 保護者面談①
８月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修 計画・取り組みの中間見直し 横浜こども会議　区交流会	
９月	中学校ブロック専任会②	学級懇談会
１０月	横浜プログラムアンケート②実施	
11月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い②） 学・家・地連（子ども会議取組発表）	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・相談）	保護者面談②
1月		学校運営協議会　田奈小部会②
2月	生活アンケート	あかね台中ブロック 学校運営協議会②
3月	年間の振り返り、新年度への引き継ぎ	学級懇談会　学校説明会
年間	いじめ防止対策委員会（月１回・随時）	

Ⅳ 重大事態への対処

・重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）とされている。

・発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

Ⅴ いじめ防止対策の点検・見直し

・対策委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正 を行う。

・対策委員会は、田奈小いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）を行う。